

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示	目次
◆告示	肝蛭検査等の実施
◆正誤	昭和二十九年十一月九日鳥取県選舉管理委員会告示第二十八号中訂正

鳥取県告示第五百九十三号
次のように肝蛭症検査、駆除及びニューカツスル予防注射を実施するので家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛及び鶏の所有者に対して検査及び予防注射をうけることを命ずる。

昭和二十九年十二月一日

鳥取県副知事 鈴木武

別表	肝蛭駆除一ヘキサクロロエタン製剤投与実施月日	実施区域	実施場所
	十二月六日	日野郡八郷村丸山	眞野
"	"	"	同上
"	七日	清山	林ヶ原

一 実施の目的 肝蛭ニユーカツスル病予防のため

二 実施区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝蛭検査—牛（但し駆除については分娩前後一箇月以内のものを除く）

ニユーカツスル予防注射—鶏

四 実施期日 別表のとおり

五 検査、予防注射の別及びその方法

肝蛭検査—渡辺氏式虫卵検査法及び小野氏式皮内反応検査法

肝蛭駆除—ヘキサクロロエタン製剤投与

ニユーカツスル予防注射—ニユーカツスル予防液筋肉注射

肝蛭検査及びニユーカツスル予防注射日程

正

誤

八日 番原
九日 久古

昭和二十九年十一月九日鳥取県選舉管理委員会告示第二
十八号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁段	誤	正
八上	八頭郡私都開票区中	下私都村
八下	西伯郡中	賀野開票区
		手間開票区

発行日 火、金

印發
刷行鳥坂者縣鳥坂市東町
所縣鳥坂市東町
鳥坂市東町
縣印刷所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可